

『お預りサービス』ご利用規定

第 1 条 （お預りサービス）

お預りサービス(以下「本サービス」という。)とは、次の各号の取引について、本サービス利用者(以下「利用者」という。)から後記専用袋に封入された必要書類(以下「お預り物件」という。)を、あらかじめお預りし、ご指定日に手続きするサービスをいいます。

なお、本サービスでは現金のお預りおよび現金のお支払いはできません。

- (1) 利用者ご本人の振替入金および振替出金
- (2) 利用者ご本人の振込
- (3) 利用者ご本人の代金取立
- (4) 利用者ご本人の税金、公共料金およびその他諸料金の払込み（ただし、納付期限経過等取扱いできないものを除く）

第 2 条 （お預り手続）

1. 受付店

お預り物件のお預りは、利用者が本サービスの利用申込みを行った当行本支店(以下「取扱店」という。)窓口でのみ受付します。

2. お預りする物

A. 当行所定の「お預りサービス明細票」(以下「明細票」という。)

明細票には「手続ご希望日」(以下「指定日」という。)、「ご利用取引区分」、「お預り物件」、「専用袋の受取ご希望日時」を記入してください。なお、「指定日」は銀行営業日に限ります。

B. 当行所定の「お預りサービス専用袋」(以下「専用袋」という。)

- ・ 当日取扱い用（指定日が当日の場合に使用。当日手続分のお預り物件のみ封入）
- ・ 予約取扱い用（指定日が当日以外の場合に使用。指定日手続分のお預り物件を封入）

C. お預り物件

ご利用取引の内容に応じて通帳、証書、預金払戻請求書、振替払用小切手、預金入金票、振込依頼書、配当金領収証、取立小切手、取立手形、代金取立手形依頼書、代金取立手形通帳、公共料金・税金入金票、納付書等を封入してください。

なお、振込資金、振込手数料および代金取立手数料につき取扱店との間に別途自動引落しの契約がある場合は、預金払戻請求書、振替払用小切手は必要ありません。

3. 受付時間

- ・ 指定日がお預り日当日の場合 ・ ・ ・ 午前 9 時～午前 11 時
- ・ 指定日がお預り日以外の場合 ・ ・ ・ 午前 9 時～午後 3 時

この受付時間外の受付及び銀行休業日の受付はできません。

4. 交付する物

当行は専用袋の個数単位でお預りし、本サービス専用の「専用袋お預り証」に取扱店で受領印を押印して交付します。

なお、受領印のない「専用袋お預り証」は無効とします。

第3条 （お預り物件等の取扱い）

1. お預り物件は、指定日の営業時間中に所定の手続きを行います。
2. 前項にかかわらず、明細票やお預り物件について、次の各号の不備が一つでもあった場合、当行は一切手続きを行わず「専用袋お預り証」と引替えにお預り物件を専用袋に封入して返却します。
また、上記取扱いにより損害が生じても当行は一切責任を負いません。
 - (1) 明細票の指定日とお預り物件の日付が相違する場合。
 - (2) 明細票のご利用取引内容とお預り物件の内容が一致しない場合。
 - (3) 明細票またはお預り物件の記載内容に不備がある場合。
 - (4) お預り物件について当行が手続する時点で、振替出金、振込、税金・公共料金等払込に必要な資金の総額が、当該資金を引落しする預金口座の残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超える場合。
 - (5) 預金入金票に記載された金額が当行で確認した小切手、配当金等の金額と相違する場合。
 - (6) その他当行が通常の手続きができないと認めた場合。
3. 受付済のお預り物件の依頼内容の変更は一切できないものとします。また、依頼の取消は当行が認めた場合に限りできるものとします。

第4条 （手続完了後の返却手続等）

1. 専用袋の返却
当行の手続完了後、「専用袋お預り証」と引替えに、「ご返却物件通知票」と返却物件を封入した専用袋を返却しますので、遅滞なく手続結果を確認してください。なお、返却は、専用袋の受取ご希望日時以降当行の営業時間中に取扱店の窓口で行います。また、手続が完了した旨の連絡は一切行わないものとし、返却遅延に伴い損害が生じても当行は一切責任を負いません。
2. 返却物件
ご利用取引の内容に応じて通帳、証書、計算書、振込金受取書・振込受付書、領収書、手数料受取書、代金取立手形通帳、代金取立手形預り書等を返却します。ただし、不渡手形および不渡小切手については当行代金取立規定にもとづく手続完了後返却します。
3. 「専用袋お預り証」を紛失した場合、当行所定の手続完了後でなければ専用袋の返却はできません。

第5条 （届出事項の変更等）

専用袋の追加貸与または返却の必要が生じた場合、専用袋を紛失した場合には、ただちに本サービス専用の「お預りサービス解約・変更届」により届出てください。
なお、この届出を怠ったため損害が生じても当行は一切責任を負いません。

第6条 （反社会的勢力の排除）

利用者が次の各号のいずれかひとつにでも該当し、当行が本サービスの利用契約（以下「本契約」という。）を継続することが不適切と判断した場合、当行は利用者へ事前に通知することなく、本契約を解約することができるものとします。

- (1) 利用者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 利用者が自らまたは第三者を利用して次のいずれかひとつにでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

第7条 （解約）

1. 本契約は、事前に相手方に通知することにより、当行または利用者どちらか一方の都合で、いつでも解約することができます。ただし、利用者から解約する場合には、当行所定の「お預りサービス解約・変更届」により届出てください。
2. 利用者について次の各号の事由が一つでも生じたときは、事前通知をすることなく当行はいつでも本契約を解約することができます。
 - A. 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 - B. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - C. 利用者の預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
 - D. 住所変更の届出を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由によって、当行に利用者の所在が不明となったとき。
 - E. 債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - F. 担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。
 - G. 当行との取引約定に違反したとき。
 - H. 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 前条または前2項により本契約が解約された場合、専用袋はただちに取扱店に返却してください。

また、解約日において、指定日が解約日以降となっている等のため未手続のお預り物件があった場合、当行において手続きすることなく第3条第2項に準じて返却するものとします。ただし、当行の手続上返却が困難と認められる場合には指定日に手続きすることができるものとし、この取扱いにつき損害が生じても当行は一切責任を負いません。

第8条 （サービスの変更・停止・廃止）

1. 当行は、当行の都合により本サービスの内容を変更し、また、本サービスを停止もしくは廃止することができるものとします。この場合利用者は当行に対して一切の異議を述べず、かつ本サービスの内容変更、停止または廃止によって生じた損害について、当行に対する賠償請求は行わないものとします。
2. 当行は、本サービスを変更・停止・廃止する場合には、当行ウェブサイト上でその内容および実施日時を予め告知するものとします。実施日時以降は、利用者の同意があったものとみなして、本サービスの変更・停止・廃止ができるものとします。

第9条 （譲渡・質入の禁止）

本サービスの利用権は、譲渡、転貸または質入れすることはできません。
なお、専用袋についても同様とします。

第10条 （規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の関連する預金規定および代金取立規定、振込規定により取扱います。

第11条 （規定の変更等）

この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、利用者に通知することなく、変更できるものとします。この場合、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

以上